

# 現場説明書

工事名: R2阿土 伊島漁港 阿南・伊島 (R元災1)漁港復旧他工事  
工 程

- 1 他工事等との調整 (対象 無)
- 2 施工の制限(対象 無)
- 3 作業時間帯(対象 無)
- 4 工事履行報告書(対象 有)

監督員が工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う必要があるため、設計図書に基づき工事履行報告書を作成するものとする。

- 5 その他(対象 無)

## 用地関係

- 1 ブロック製作ヤード(対象 有)

本工事のブロック製作ヤードは、別添図面のとおり橘港(大潟地区)野積場を見込んでいる。  
受注者は、野積場使用に先立ち、徳島県港湾施設管理条例に基づく港湾施設使用許可申請書を提出し、許可を得なければならない。(許可書の写しを監督員に1部提出すること。)  
借り上げ面積及び期間は、4,446m<sup>2</sup>×140日間を見込んでいる。  
ヤードの使用に際し支障が生じる生じる場合には、変更計画を立案のうえ監督員と協議すること。

- 2 仮置ブロック(対象 有)

本工事で製作したブロックは、橘港(大潟地区)野積場に監督員の指示により仮置すること。

## 支障物件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

- 1 支障物件の事前調査(対象 無)
- 2 支障物件の撤去(対象 無)
- 3 立木の置き場所(対象 無)
- 4 その他(対象 無)

## 公害対策

- 1 事業損失防止対策(対象 無)
- 2 濁水処理(対象 無)
- 3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)
- 4 六価クロム溶出試験(対象 無)

## 安全対策

- 1 交通安全施設等(対象 無)
- 2 交通誘導警備員(対象 有)

本工事の交通誘導警備員は次のとおり見込んでいる。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

# 現場説明書

工事名: R2阿土 伊島漁港 阿南・伊島 (R元災1)漁港復旧他工事

必要日数	10日
交通誘導警備員B	10人(交替要員無し)

## 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

## 建設副産物

- 1 建設発生土の利用(対象 無)
- 2 建設発生土の搬出(対象 無)
- 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 無)
- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

## 工 事 用 道 路

- 1 工事用道路等の補修(対象 無)

## 仮 設 備

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮締切り(土留)(対象 無)

# 現場説明書

工事名: R2阿土 伊島漁港 阿南・伊島 (R元災1)漁港復旧他工事  
5 鋼矢板二重締切(対象 無)

6 水替施設(対象 無)

7 異常出水の処置(対象 無)

## その他

1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお、発注図面については次のとおりである。

CAD製図基準に準拠していない。

2 標準断面図板設置の省略(対象 無)

3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

4 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

5 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

6 コンクリートの単位水量の測定(対象 有)

受注者は、次の表に示す工種について単位水量測定を所定の回数実施し、単位水量の管理シートを作成するものとする。

工種	配合	使用量	測定回数
消波工	21-8-40BB W/C $\leq$ 55% $\rho r \geq 2.50t/m^3$	694	5
消波工	21-8-40BB W/C $\leq$ 55% $\rho r \geq 2.30t/m^3$	1,431	10
	合計(回)		15

# 現場説明書

工事名: R2阿土 伊島漁港 阿南・伊島 (R元災1)漁港復旧他工事  
7 セメント・モルタル吹付(対象 無)

8 水抜孔(対象 無)

9 種子吹付(対象 無)

10 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

11 使用材料の品質, 規格, 性能等(対象 無)

12 LED道路・トンネル照明灯の品質, 規格, 性能等(対象 無)

13 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

14 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

15 新技術の活用について(対象 無)

16 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)

17 各種様式

各種様式については, 下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009091500237>

18 ブロックの運搬及び岸壁の使用について

ブロックの運搬は, 大瀨野積場から伊島までである。

本工事で使用するブロック積み出し岸壁は, 一般船舶の係留が可能であるため積み出しに際しては, 前もって周知等を行うこと。

19 安全監視船

安全監視船は,

伊島沖南防波堤が日数延べ隻数:5隻(作業日当り1隻)

伊島-3.0m岸壁が日数延べ隻数:7隻(作業日当り1隻)

を見込んでいる。

「安全監視船勤務実績表」を作成し, 勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し等)とともに監督員に1部提出しなければならない。

なお, 上記の事項について, 関係機関との協議及び現場条件等により必要と認められる場合は, 設計変更の対象とできるものとする。

20 海上保安部への港内作業許可申請について

受注者はブロック据付の工事着手に先立ち, 当該工事に対して港則法に基づく工事の作業許可申請が必要となるか否かを徳島海上保安部に確認しなければならない。必要となる場合は港内作業許可申請書を提出し, 許可を受けなければならない。また, 当該許可書の写しを監督員に提出すること。

21 関係機関等に対する工事説明等について

受注者は工事施工にあたって監督員と協議の上, あらかじめ関係各機関, 諸団体及び地元住民等に対して工事の施工内容, 工程及びその他の施工計画について説明を行うとともに, 異常事態の発生が予想される場合, または発生した場合の通報及び連絡体制等を周知徹底し, 工事に対する理解と協力を得なければならない。

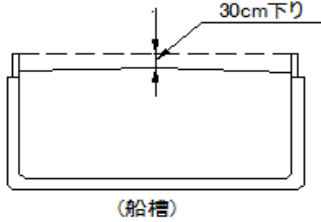
22 石材の運搬について

# 現場説明書

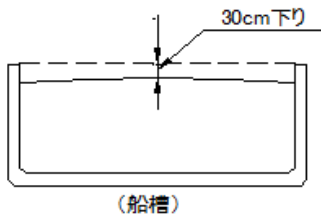
工事名: R2阿土 伊島漁港 阿南・伊島 (R元災1)漁港復旧他工事

ガット船搬入時の荷姿については以下のとおりとする。なお、工事区域へのガット船の入港に際しては、工事区域外において荷姿の確認を受注者が行い、前記の荷姿が守られていない船舶については、入港させず引き取りを中止すること。

①コーミングデッキ(キール)等の上甲板より上に壁がある船

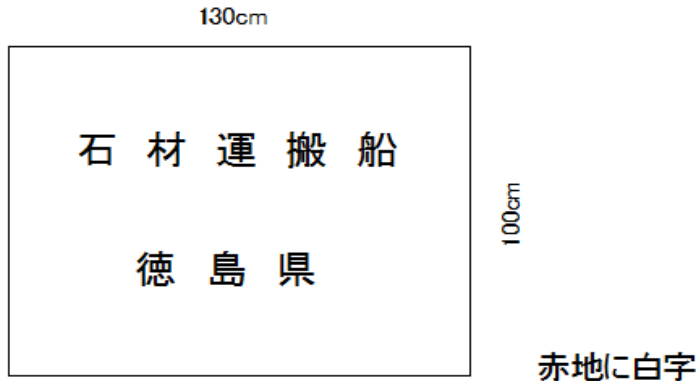


②コーミングデッキが無く上甲板が荷層の天端となっている船



## 23 石材運搬船のの旗掲揚について

ガット船には、図に示す旗を受注者が製作し、見やすい場所に掲揚又は掲示すること。



## 24 石材運搬船の入港について

捨石等石材を海上から搬入する場合は、搬入予定日時の決定した段階で、速やかに別紙様式により監督員まで提出すること。

運搬船1隻毎、石材積載量及び、寸法規格等の検収を行う。採石場にて積み込み完了時の荷姿、石材投入直前の荷姿、投入完了後(空船状況)の状況を写真撮影し、投入日時、投入位置、投入数量、使用船名等について管理表を作成するものとする。

3. 入港時、材料検収時における写真撮影については次のとおりとする。

- ①石材運搬船入港時における全景  
(船名、積荷状況等の解るもので、将来に渡って当該地区への入港船と確認できるもの)
- ②材料検収状況
- ③石材捨込後の空船状況(立会者が撮影されていること)

なお、上述の様式と対応するような黒板等に必要事項を記入し一緒に撮影すること。

# 現場説明書

工事名: R2阿土 伊島漁港 阿南・伊島 (R元災1)漁港復旧他工事

工事名	〇〇〇〇〇		
分割	第〇分割	工種	
捨石搬入船入港状況			
第〇〇〇丸 第〇回			

投石位置までに石材を運搬するにあたっては、十分注意し、事故が生じないようにすること。  
石山の検査は必要に応じて行うこととする。

## 25 規格外の捨石について

石材運搬船上での材料検収において、監督員が材料について規格外と判断した場合、石材投入を認めず、帰港を指示する。

## 26 作業船の回航・えい航について

作業船の回航・えい航について、下記のとおり見込んでいます。工事施工時期における在港状況からこのとおりにならない場合には設計変更の対象となる。

伊島沖南防波堤

・1800t起重機船:津名港から伊島漁港(42湊・片道)

・400t起重機船:徳島小松島港から橋港(18湊・片道)

伊島-3.0m岸壁

・グラブ浚渫船岩盤用(D3.5m<sup>3</sup>):徳島小松島港から伊島漁港まで(18湊・片道)

・クレーン付台船(45~50t吊):徳島小松島港から伊島漁港まで(18湊・片道)

## 27 汚濁防止対策

水質汚濁防止対策として、-3.0m岸壁に水質汚濁防止膜(L=46m)を設置することとしている。